

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和五年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年十二月二十日奈良県指令郡土第八二―一五号

令和五年二月一日奈良県指令郡土第八二―一五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年二月十五日郡土第六六〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡安堵町大字東安堵二五〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡安堵町大字東安堵二四八番八

株式会社 Office 元氣 代表取締役 高田真未

一 許可番号

令和五年一月二十四日奈良県指令郡土第八二―一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年二月十七日郡土第六六一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市小瀬町三五番一の一部、三六番二、三七番二、三七番三、三七番四、三七番八、四六番三及び一五五八番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条西五丁目一〇番一七

株式会社アクティブエナジー 代表取締役 西野光泰